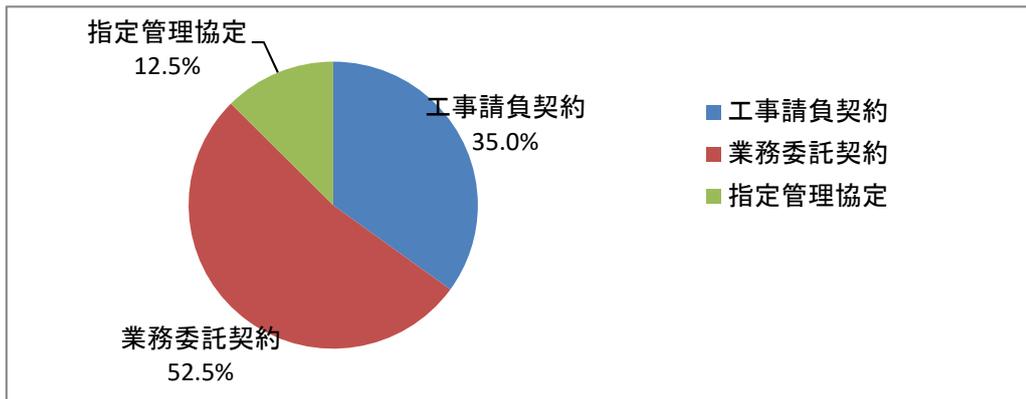


## 平成30年度 事業者向けアンケート 集計結果

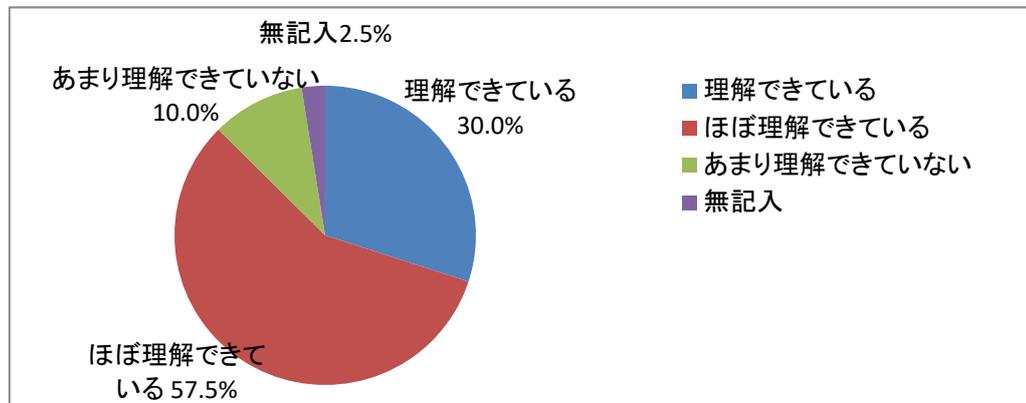
問1 貴社(法人)が受注した公契約条例の労働報酬下限額適用案件(以下「適用案件」という。)は次のうちどれですか。

項目	回答数	割合
工事請負契約	14	35.0%
業務委託契約	21	52.5%
指定管理協定	5	12.5%



問2 本市の公契約条例が施行され6年目となりますが、公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

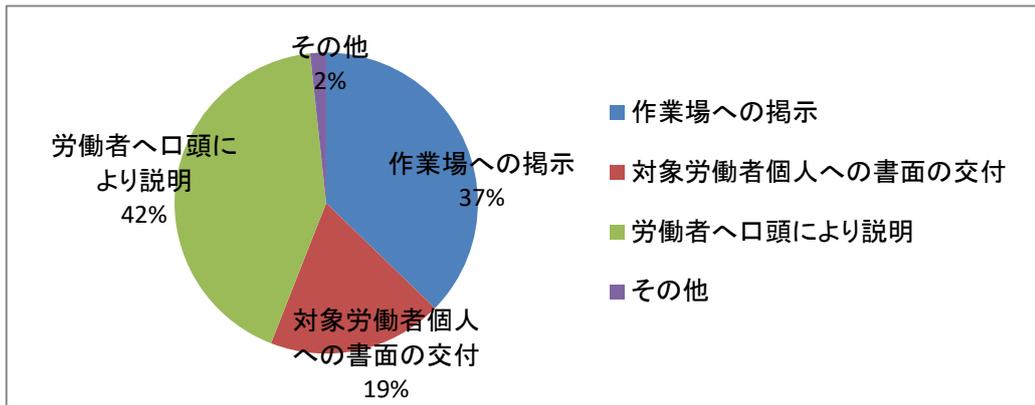
項目	回答数	割合
理解できている	12	30.0%
ほぼ理解できている	23	57.5%
あまり理解できていない	4	10.0%
無記入	1	2.5%



問3

条例では、適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者(以下「対象労働者」という。)へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。

項目	回答数	割合
作業場への掲示	22	37%
対象労働者個人への書面の交付	11	19%
労働者へ口頭により説明	25	42%
その他	1	2%



問3-1

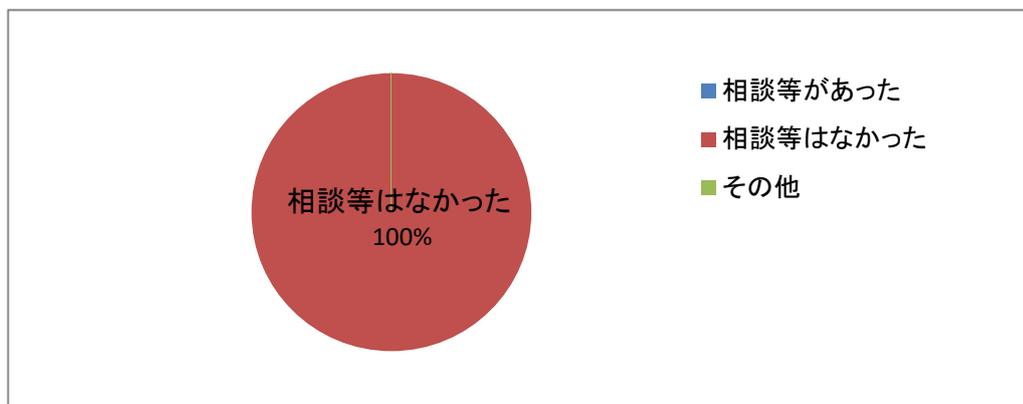
周知方法について、問3の方法以外にどのような方法が効果的だと思いますか。御意見がありましたら、御記入下さい。

- ・個人と会社との契約書に明記する。(実施中)
- ・広報に取り上げる等、社会的認知を促す。
- ・発注者主催の説明会等を開催。

問3-2

公契約条例に関して、対象労働者から相談や質問はありましたか。

項目	回答数	割合
相談等があった	0	0%
相談等は無かった	40	100%
その他	0	0%



問3-3

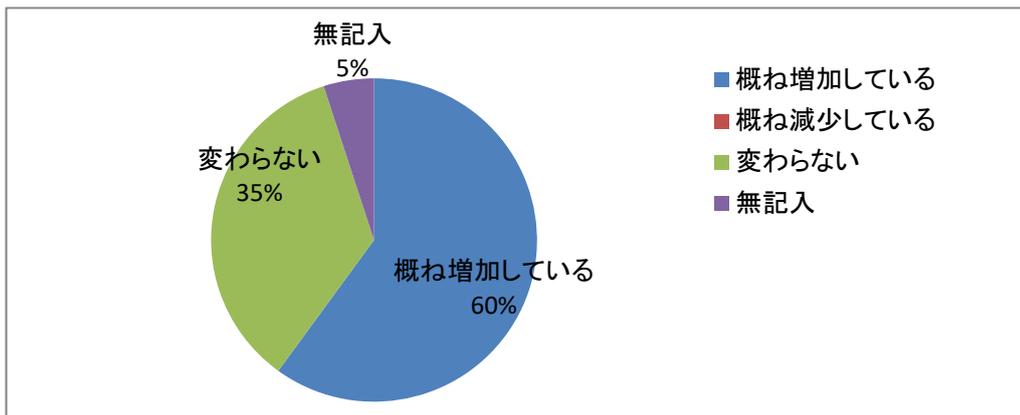
相談等の内容はこういったものでしたか。

該当なし。

問4-1 適用案件になったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者への賃金に変化はありますか。

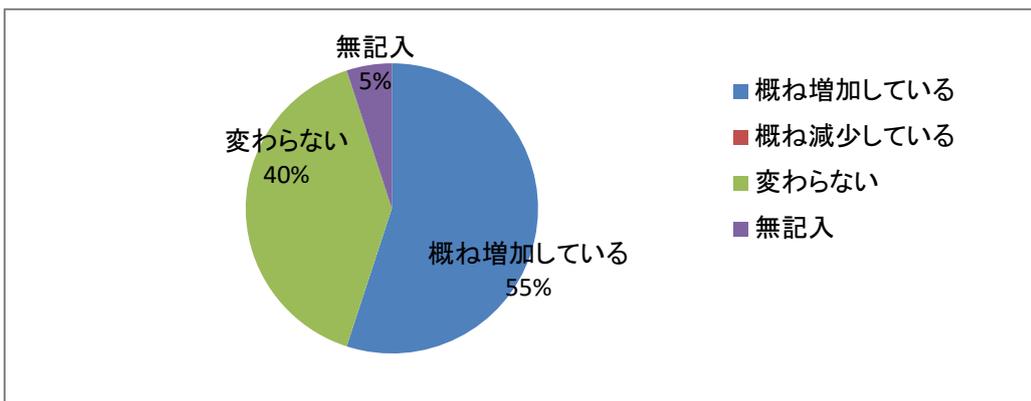
【時間単価】

項目	回答数	割合
概ね増加している	24	60%
概ね減少している	0	0%
変わらない	14	35%
無記入	2	5%



【月額】

項目	回答数	割合
概ね増加している	22	55%
概ね減少している	0	0%
変わらない	16	40%
無記入	2	5%

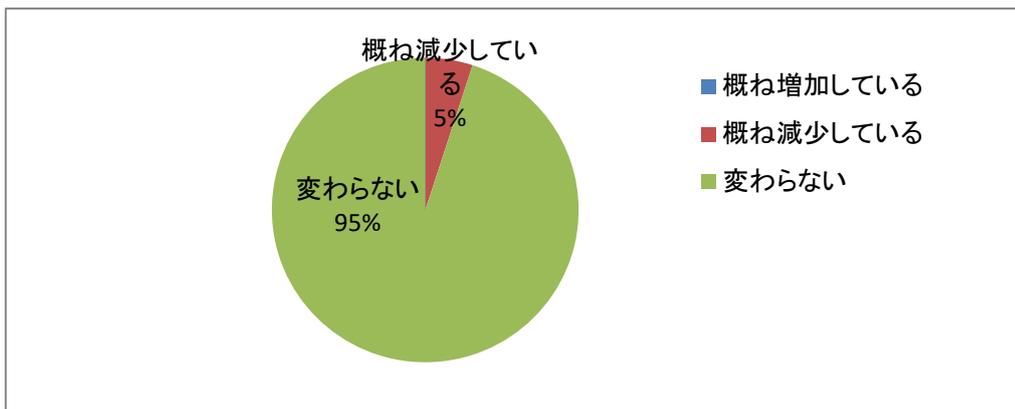


問4-2

適用案件になったことにより、対象労働者の人数や構成に変化はありますか。

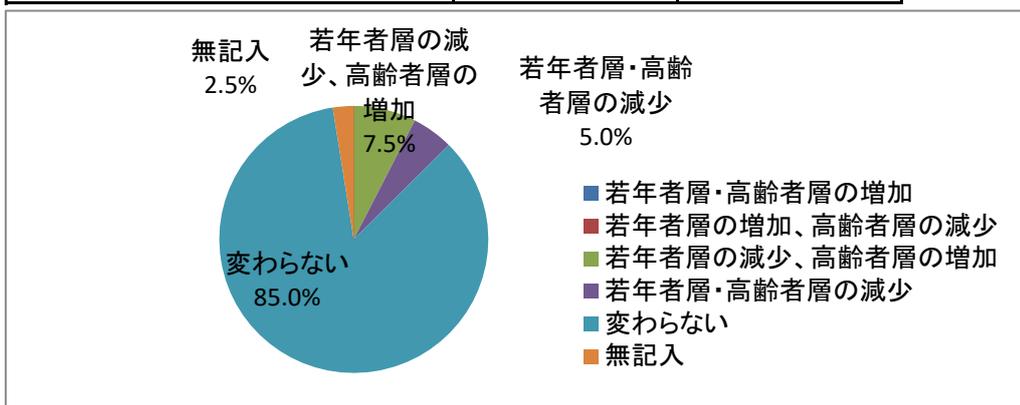
【労働者の人数】

項目	回答数	割合
概ね増加している	0	0%
概ね減少している	2	5%
変わらない	38	95%



【労働者の構成】

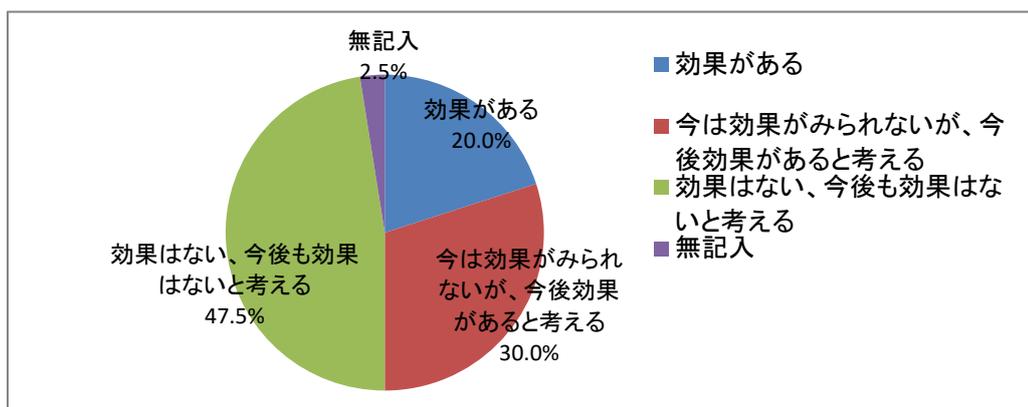
項目	回答数	割合
若年者層・高齢者層の増加	0	0.0%
若年者層の増加、高齢者層の減少	0	0.0%
若年者層の減少、高齢者層の増加	3	7.5%
若年者層・高齢者層の減少	2	5.0%
変わらない	34	85.0%
無記入	1	2.5%



問5

公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある	8	20.0%
今は効果がみられないが、今後効果があると考え	12	30.0%
効果はない、今後も効果はないと考える	19	47.5%
無記入	1	2.5%



《理由》主なもの(原文のままを掲載 以下同じ)

【効果があった】

- ・雇用主の意識が変わる。
- ・物価水準に比例して賃金の改定を実施しているため、生活の質は向上していると考ええる。
- ・適切な労働条件を確保できる。
- ・最低下限額の上昇により賃金も上昇している。

【今後効果があると考え】

- ・働き方改革等、若年者層の確保の為に賃金の増と休日確保は重要であり今度進むと思う。
- ・退職者の抑制につながると思う。
- ・社会的に認知されれば、労働環境の整備や求人応募者数の増加に効果ができると思います。
- ・最低賃金額と大して変わらないので今は効果ない。下限額を最低賃金より50円から100円アップなら効果あるかも。

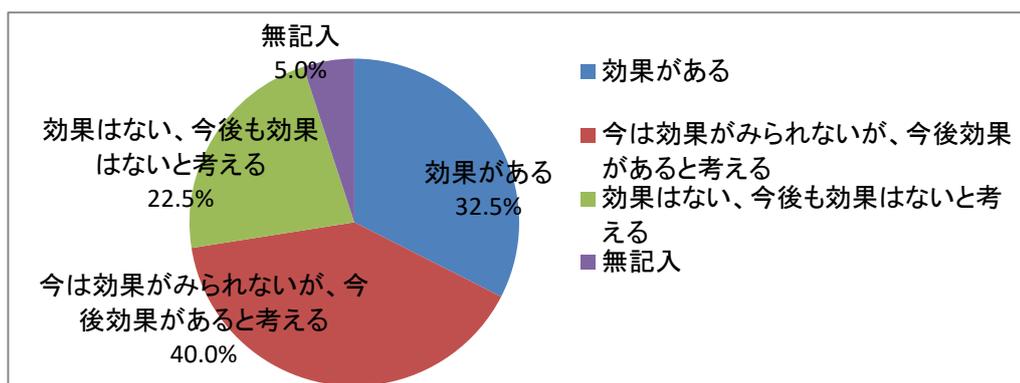
【効果はない】

- ・きちんと労働内容に見合った評価をしていけば、条例の内容は満たすことが出来るため、条例があっても変わりはない。
- ・労働者は、公契約条例対象工事のみに従事しているわけではない。
- ・時給面以外でも総合的に働く環境を改革していく事の方が重要と考えるため。
- ・今まで変化がないため。
- ・最低制限金額を上げてもらわなければ無理だと思います。95%位が良い。
- ・公契約対象工事とそれ以外の工事に、労働時間等の差がないから。差があったら、むしろ他の工事に悪影響が出る。
- ・労働環境の整備の観点からすると期待できない。

問6

適用案件となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある	13	32.5%
今は効果がみられないが、今後効果があると考え	16	40.0%
効果はない、今後も効果はないと考える	9	22.5%
無記入	2	5.0%



《理由》

【効果がある】

- ・賃金の差により意欲の増減が出る。
- ・従事者が条例を周知し且つ、労働報酬下限額以上の賃金を保障されているとの思いがあり、労働意欲は向上していく事と思います。
- ・労働環境、とりわけ労働報酬下限額を保障する取組がなされている事で、労働意欲は向上すると思います。
- ・最低賃金より高く賃金設定されているので労働意欲向上につながる。

【今後効果があると考え】

- ・同一地域の同種の仕事と比べて、高い水準の時給であれば就職希望者の目を引くと思うため。
- ・賃金アップは、労働意欲に反映すると思われる。
- ・公契約条例を確実に周知させることで、意識とともに労働意欲向上につながると思っている。
- ・収入の増加は労働力確保には大変効果があると思う。
- ・建設業の人出不足は大きな課題であり、労働者の給与が上がっていけば労働意欲の向上につながると思う。

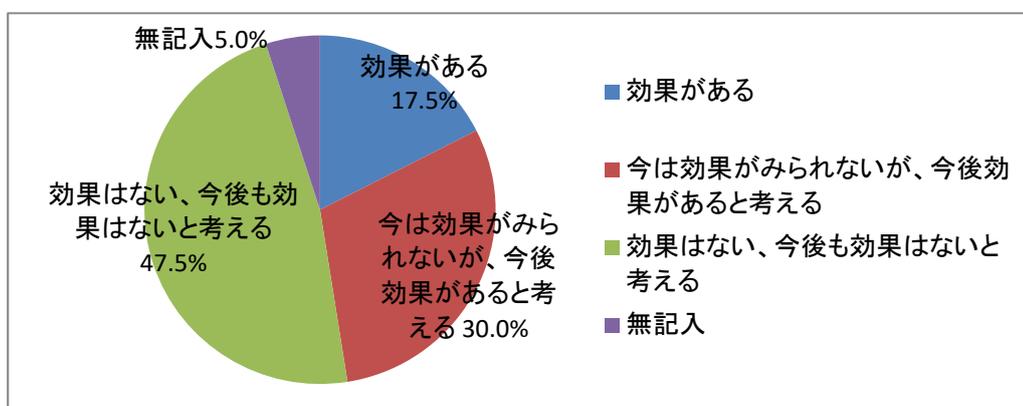
【効果はない】

- ・適用条件とか、対象労働者とかではなく労働者の技能や業務に取り組む姿勢をそれぞれの事業者が評価し、労使双方が納得したうえで賃金を決めていけば良いのではないかと思います。
- ・労働者は、公契約条例対象工事のみに従事しているわけではない。
- ・他の業種と相場はさほど変わらない。
- ・労働者の労働意欲に対する考え方が様々なため。
- ・最低制限金額を上げてもらわなければ無理だと思います。95%位が良い。
- ・労働者にとって下限額以下とならない保証はありがたいが、意欲向上の効果は低いと思う。

問7

適用案件となったことにより、工事・業務の質の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある	7	17.5%
今は効果がみられないが、今後効果があると考え	12	30.0%
効果はない、今後も効果はないと考える	19	47.5%
無記入	2	5.0%



《理由》

【効果がある】

- ・適用案件を周知することにより、意識的に業務に従事し今後質の向上につながると思います。
- ・労働意欲の向上は、工事・業務の質の向上に繋がると思います。
- ・専門職の知識が活かされる。
- ・より質の良いサービスが期待できる。

【今後効果があると考え】

- ・今後効果があるよう取り組んでいる。
- ・収入の増加は労働力確保には大変効果があると思う。
- ・賃金が上がれば、優秀な労働者が集まりやすくなる。
- ・神奈川県における最低賃金との差が顕著ではないため。仮に、大幅な差が生じるのであれば効果が認められるようになるかも。
- ・労働条件の低下や雇用不安を回避し、安定的、継続的な事業実施を実現できる。

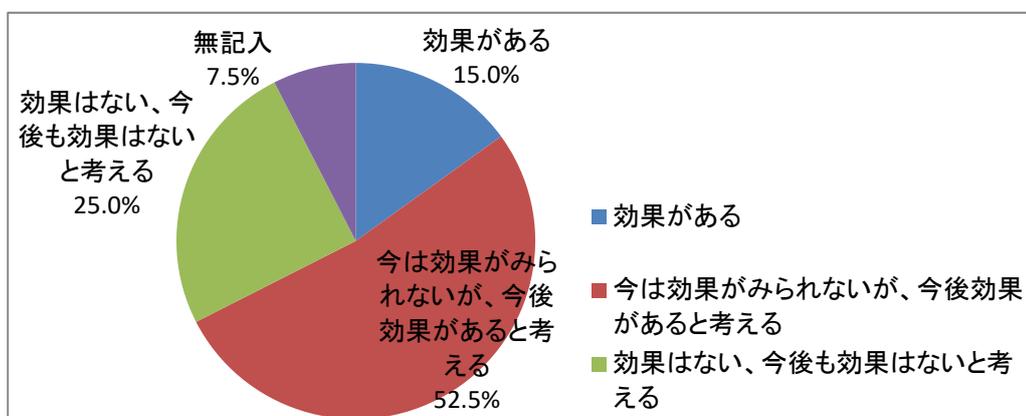
【効果はない】

- ・業務量が元請も協力業者も増える上に費用も時間も掛かる。
- ・労働者は、公契約条例対象工事のみに従事しているわけではない。
- ・業務として行うことは他地域においても同一の水準で行うよう、指導しているため。
- ・適用となったこと＝業務の質の向上につながるとは考え難いため。
- ・辛い仕事が増加するだけ。
- ・委託会社の規模・品質によるので関係ないかと。
- ・労働者は通常通りの対価と思っているため。

問8

適用案件の工事・業務を履行する中で、公契約条例が地域経済の活性化につながる効果があると思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある	6	15.0%
今は効果がみられないが、今後効果があると考え	21	52.5%
効果はない、今後も効果はないと考える	10	25.0%
無記入	3	7.5%



《理由》

【効果がある】

- ・従業員の賃金が安定すれば地域活性化につながると思います。
- ・公契約条例の適用は工事・業務の向上ばかりでなく、労働力の他市町村への流出を抑止するとともに、市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現、地域経済の活性化につながる効果があると思います。
- ・明確に「効果があった」とは言えないが、傾向としては地元(厚木)住民の雇用促進につながっているように感じます。

【今後効果があると考え】

- ・給食センターなどの大規模な委託業務においては、対象労働者もかなりの数となることが予想されるため、地域の経済活性化にはつながっていくと思う。
- ・賃金が上がれば消費も上がる可能性がある。
- ・給与が上がるので。
- ・雇用が活性化される。

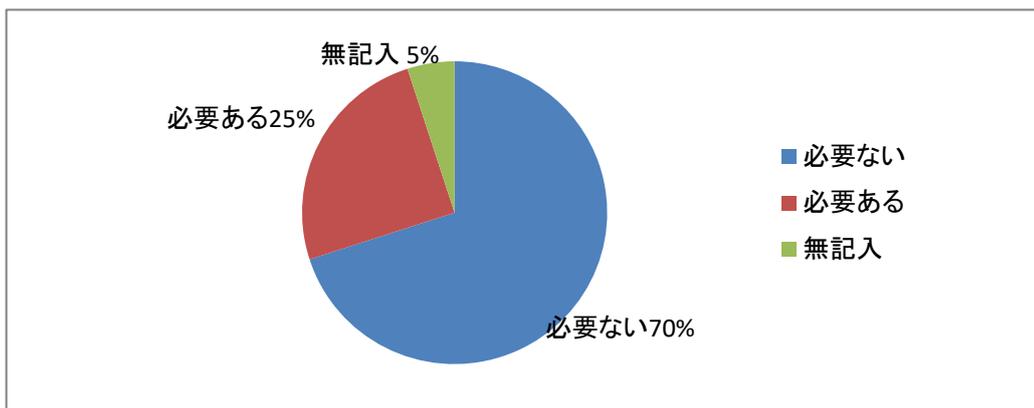
【効果はない】

- ・対象がごく一部なため、特にないと感じる。
- ・事務負担等が増えることにより、目に見えない経費が増加している。
- ・公契約条例自体が中途半端な条例で受注側にとって従業員間で不公平を招きかねないので廃止すべきである。
- ・多少賃金が増えたとしても、活性化につながるほどの効果はないと考える。
- ・労働者は通常通りの対価と思っているため。

問9

公契約条例では、適用案件の受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間等を記載した台帳を市長へ提出することとなっていますが、当該台帳の作成・提出に当たって、台帳の仕様や提出方法等の見直しが必要と思われますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
必要ない	28	70%
必要ある	10	25%
無記入	2	5%



《理由》

【必要ない】

- ・今のままで良い。
- ・現行のもので適当と感じる。
- ・費用も時間も掛かる上、書類が増える。
- ・従前どおりで特に問題なし。
- ・特に問題は無いと思います。
- ・地元業者に制度が十分に浸透してあれば必要はない。
- ・作成作業に時間を要してしまうため。
- ・現在の台帳で問題ない。
- ・現状の様式で十分と考えます。
- ・賃金の理解を元請け、下請けが相互に理解することが大切と考えるから。
- ・事務負担軽減につながる変更は良いと思います。

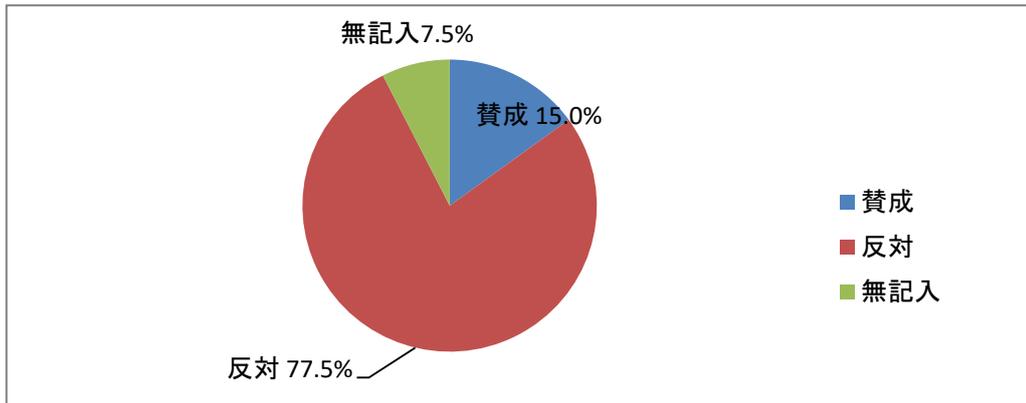
【必要がある】

- ・条例そのものがあまり意味がないと思う。
- ・作成する手間が面倒。
- ・受注者側にすれば、できるだけ簡素な報告書が望ましい。
- ・毎月提出でも良い。
- ・特に問題ございませんが、賃金の記載等フォーマットの見直しが必要。
- ・元請けの台帳作成および取りまとめの時間、手間が大変である。先に述べた、適正な工期設定、工事価格の発注により必然的に条例の目的は達成すると考える。
- ・受注者がまとめて提出するかたちであるが、受注者がすべての下請けの書類を管理することは、非常に大きな労力を割く必要があるため。

問9-1

現在、提出をお願いしている台帳には実際の賃金を記入させていません。(確認後、削除して市に提出。)台帳に実際の賃金を記入して提出させることについて、どのようにお考えですか。また、その理由を御記入下さい。

項目	回答数	割合
賛成	6	15.0%
反対	31	77.5%
無記入	3	7.5%



《理由》

【反対】

- ・個人情報なので。
- ・記入する必要性を感じない。
- ・技量経験年数が反映されない。
- ・プライバシー保護のため。嫌だと考える者も多い。
- ・従前どおりで特に問題はないため。
- ・個人情報のため、記入しての提出はあり得ない。
- ・現状の台帳で、本件の意図している目的が確認できるため。
- ・さらに時間がかかる。
- ・賃金は機密性の高い情報であること。また、実際賃金の記入を義務化しても効果はあまり変わらないと思われるため。
- ・個々に労働時間や労働内容に差がある為、意味がないと考えます。
- ・個人情報の観点からも賃金の記入した報告は、望ましくない。
- ・実際の賃金は個人所いう方であること、単純に手数料が増えることは望まないこと
- ・個人のプライバシーを尊重した方がよいと考えるから。
- ・個人情報保護の観点から。

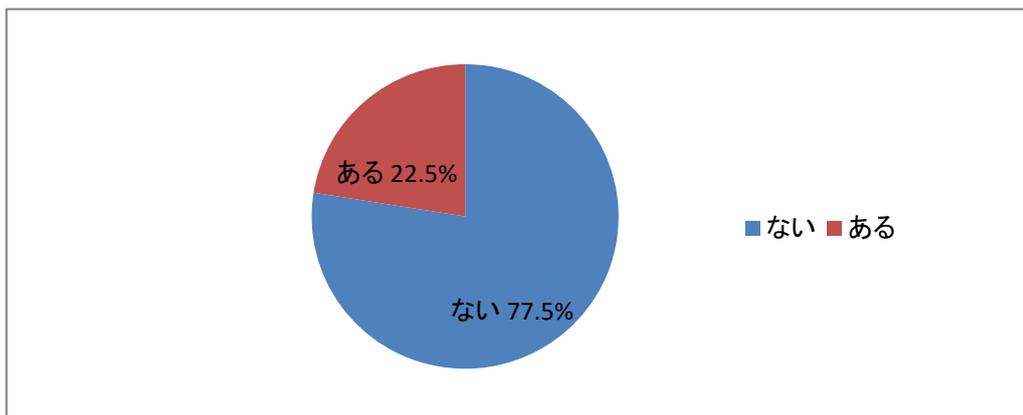
【賛成】

- ・実際の賃金支払い額は、労働報酬下限額以上を支給している為。
- ・明確にした方が良いと思う。
- ・賃金を記入しても特に問題ないので。
- ・労働報酬を再確認できる。
- ・わかり易い為。

問10

労働報酬下限額の設定金額や設定の考え方(工事は公共工事設計労務単価の90%、委託・指定管理は地域別最低賃金等を勘案し毎年度設定する額)に関して、課題があると思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
ない	31	77.5%
ある	9	22.5%
無記入	0	0.0%



《理由》

【課題はない】

- ・課題はないが下限額をもっと上げて良い。
- ・妥当だと思う。
- ・特になし。

【課題がある】

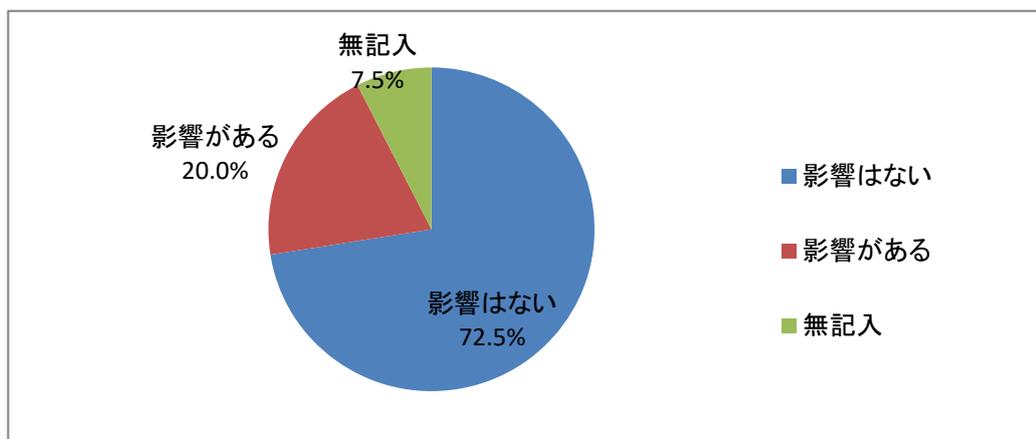
- ・設計労務単価は工事価格を決めるうえで設計しているものであり、それに対していかに節約して利益を上げるかを考えなければならないのが企業です。公共事業で入札制度を導入しているのと同じではないでしょうか。
- ・工種別労働単価が実際の仕事内容を反映していない。
- ・労働報酬が上がっていくのに比例して、委託業務に対する予算も底上げを図っていただきたい。
- ・今後も労働報酬下限額は上昇して行くと思われるが、それを反映した契約金が確保されて行くか、心配があります。
- ・業務委託における入札制度の予定価格、及び最低制限価格の適正な設定。
- ・基本的には、この条例自体が不公平なものであり、豊かにするものならば全ての業務委託等について対象にするものであれば画期的なものになると考える。
- ・そもそも条例自体が労働者の適正な労働時間報酬の保証なのに最低制限価格と同じ考えを適用する意味がわからない。(労働単価は100%とするべきで、相対的に最低制限価格の引き上げが必要と考えます。)
- ・人件費予算の決定後の時給UPのため、予算確保に苦労している。

問11

現在本市の公契約条例の対象契約は、市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約、予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定対象委託契約を要件としています。

仮に、この要件を撤廃し、工事、業務委託・指定管理のすべての契約を対象とした場合、貴社(法人)にとって影響があると考えられますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
影響はない	29	72.5%
影響がある	8	20.0%
無記入	3	7.5%



《理由》

【影響はない】

- ・撤廃なら影響はない・引き下げなら影響がある。
- ・公契約を条件に仕事をするわけではないため。
- ・単純に弊社が行っている業務のうち予定価格1,000万円以下のものが現時点においてないため影響はございません。当然引き上げ・撤廃後に該当する業務を行えることになった場合は影響がございます。
- ・条例通りに賃金の支払い実績があり、今後においても変更はない見通しなので。
- ・当社は1億円以下の工事の入札へ参加することが少ない為。
- ・1億円未満の工事がほぼないため。

【影響がある】

- ・個人の給与の内容が必要となるため、だれにでも出来る内容ではなく、対象工事が増えれば負担が大きくなるため。
- ・無駄な時間が増えると考える。
- ・事業者が多くなり、賃金台帳の作成に時間がとられるため。
- ・収益につながる。市の施設とはいえなくなる。(引き下げや撤廃の理由も知りたい。)

問12 公契約条例に対して、御意見等がありましたら、御記入下さい。

・建設業において特殊な技術を習得している労働者が高齢化してしまい、若年層の後継者を教育したいのですが先に述べた理由でそれを望むことが出来ません。したがって現在外国人実習生を受け入れて教育しています。実習生ですのでやがて帰国します。しかしながら帰国後も就労ビザを取得して再来日したいと考えているようです。労働意欲が旺盛な外国人に頼るしかないのが現状です。これからも自然災害やインフラ整備等で労働者が不足している状態を見据えて教育から見直しをする必要があるのではないかと考えます。

・1億円以上ではなくJV案件のみとして欲しい。

・入札で契約金が決まるので、人件費ばかり上がり企業の利益が下がります。入札以外で契約金が決まる方法を探ってみてはどうかと思います。